

八代市観光物産案内所 運営業務委託 業者選定のための公募型プロポーザル評価基準

	評価項目	評価基準	判定基準・評価の視点	評価基準点小計	
事務局審査	1. 資格審査	(1) 参加資格	①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。 ②八代市競争入札参加有資格者名簿に掲載されている業者の場合は、募集期間の間に、八代市競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成25年2月20日総務部長専決）第2条及び第3条の規定に基づく指名停止期間中でないこと。 ③八代市暴力団排除条例（平成23年条例第32号）第2条第1号から第3号までに該当しない者であること。 ④市税を滞納していないこと。 ⑤会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。 ⑥民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。 ⑦破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。	適・不適	0
	2. 優遇措置	(2) 市内業者の優遇措置	①業務管理上、緊急時の対応、地域経済の活性化及び市税又は雇用の確保等を踏まえ、市内に本店・支店がある業者に対し、配点合計の100分10を与えるものとします。	10	10
選定委員による審査	3. 会社概要	(3) 公共施設の管理運営	①市や観光関係団体等とこれまで連携した事業実績、または、類似実績があり適切な運営が可能と判断されるか。	10	25
			②店舗や観光物産案内所運営において、貴団体のノウハウを活かし、かつ、財政的基盤を有し新八代駅の活性化が見込まれるか。	15	
	4. 運営計画	(4) 交流人口の増に繋がる取り組み	①申請事由について、委託業務の目的に合致した理念・方策があるか。	10	80
			②テナント運営について、キヨスクと被らないサービスの提供ができるか。 また、安定的な売上げが見込まれ、管理運営の維持が可能か。	10	
			③テナントのサービスについて、駅利用者や観光客のニーズにあった場の提供ができるような内容か。 (店内における飲食サービスの提供など)	20	
			④観光物産案内所運営について、当該施設の効果を最大限に発揮でき、利用者の増加に向けた取り組みがあるか。	20	
			⑤改修物、金額、改修期間は適切か。	10	
5. 体制表	(5) 十分な人員を配置	①必要な人員の配置は行われているか。	10		
	合計				115